

# 千葉県立保健医療大学特別聴講学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第54条の規定により、特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 特別聴講学生として本学に志願できる者は、本学と協議が成立した大学の長が推薦する学生とする。

(受入れの時期)

第3条 特別聴講学生の受入れの時期は、原則として学期の始めとする。

2 特別聴講学生の在学期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、1年を超えない範囲で在学期間を延長することができる。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生として志願する者（以下「志願者」という。）は、次の各号に掲げる書類を指定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 所属大学の学長の推薦書
- (3) 履歴書
- (4) その他学長が指定する書類

(受入れの許可)

第5条 受入れの許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

2 学長は、前項の規定による受入れを許可した者に対して、その所属大学の長を経由して、本人にその旨を通知する。

(履修手続)

第6条 特別聴講学生は、履修を許可された科目の登録を指定の期日までに行わなければならない。

(授業料等)

第7条 特別聴講学生は、学則第60条の規定により、履修する単位にかかる授業料を納付しなければならない。

2 実験、実習又は実技に要する経費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第7条の2 本学と他大学との間において、特別聴講学生に係る授業料について相互に不徴収とする大学間協議が成立したときは、学長は、特別聴講学生からの申請により、学則第67条の規定により、当該学生の授業料を免除する。

2 前項の規定により、授業料の免除を受けようとする者は、授業料減免申請書（千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程別記第1号様式）を学長に提出しなければならない。

3 学長は、第1項の規定による授業料の免除を決定したときは、免除決定通知書（千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程別記第2号様式）により前項の申請者である学生に通知するものとする。

(履修科目)

第8条 特別聴講学生が履修することができる授業科目及び単位数は、本学と協議が成立した大学との協議の際に別に定める。

(単位の認定)

第9条 特別聴講学生が授業科目を履修し、所定の試験に合格した場合は、単位の認定を行うことができる。

2 学長は、特別聴講学生の申出により、単位修得証明書を交付する。

(学則等の準用)

第10条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生については、本学の学則及び諸規程のうち学部の学生に関するものを準用する。

(許可の取消し)

第11条 特別聴講学生が学則若しくは諸規程に違反したとき、又は特別聴講学生としての本分に反したときは、学長は、第5条の規定による許可を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。